



各 位

平成 21 年 5 月 22 日
会 社 名 オーナンバ株式会社
(URL <http://www.onamba.co.jp>)
代 表 者 名 代表取締役社長 小山 正孝
(コード番号 5816 東証第二部・大証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理統括部長 鈴木 良弘
T E L 06-6976-6101

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月22日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第78回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条(目的)につきまして、事業の現状を踏まえ、事業目的を整理、削除するものであります。
- (2) 平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が施行されたことに伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、平成21年1月5日の施行日を効力発生日として株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第8条第2項、第11条)
ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第9条、第11条)
 - ③ 株主権行使の手續に関する事項が株式取扱規則に規定されていることを明確にするため、現行定款第12条に所要の変更を行うものであります。
 - ④ 上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電線その他の金属線の製造販売 1. 合成樹脂の押出及び成型加工品の製造販売 1. 電線の切断加工組合せ及び束線 1. 前各号の製造に関連する原材料の販売及び電線製造用機械、電線加工機械並びに治具工具の製造販売 1. 電子機器部品の製造販売 1. 前各号に関連した技術指導の受託 1. 通信機器の販売及び保守取り次ぎ業務 <u>1. 浄水器、アルカリイオン水製造機器の開発・製造・販売</u> <u>1. 損害保険代理業</u> <u>1. 生命保険募集業</u> <u>1. 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業</u> 1. 電子部品の製造加工組立処理の請負業 1. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電線その他の金属線の製造販売 1. 合成樹脂の押出及び成型加工品の製造販売 1. 電線の切断加工組合せ及び束線 1. 前各号の製造に関連する原材料の販売及び電線製造用機械、電線加工機械並びに治具工具の製造販売 1. 電子機器部品の製造販売 1. 前各号に関連した技術指導の受託 1. 通信機器の販売及び保守取り次ぎ業務 (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) 1. 電子部品の製造加工組立処理の請負業 1. 前各号に附帯関連する一切の業務 <p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p><u>第7条 (株券の発行)</u></p> <p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	(削 除)
<p><u>第8条 (単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u></p> <p>当社の単元株式数は100株とする。</p> <p><u>2 前条の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p><u>第7条 (単元株式数)</u></p> <p>(現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>
<p><u>第9条 (単元未満株式の買増請求)</u></p> <p>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p><u>第8条 (単元未満株式の買増請求)</u></p> <p>当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p><u>第10条 (単元未満株主の権利)</u></p> <p>(条文省略)</p>	<p><u>第9条 (単元未満株主の権利)</u></p> <p>(現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第11条（株主名簿管理人） 当社は株主名簿管理人をおく。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>第10条（株主名簿管理人） 当社は株主名簿管理人をおく。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議により定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>
<p>第12条（株式取扱規則） 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第11条（株式取扱規則） 当社の株式に関する取扱い及び手数料ならびに株主権行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第 3 章 株主総会</p>	<p>第 3 章 株主総会</p>
<p>第13条～第19条 （条文省略）</p>	<p>第12条～第18条 （現行どおり）</p>
<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会</p>
<p>第20条～第30条 （条文省略）</p>	<p>第19条～第29条 （現行どおり）</p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>
<p>第31条～第38条 （条文省略）</p>	<p>第30条～第37条 （現行どおり）</p>
<p>第 6 章 計算</p>	<p>第 6 章 計算</p>
<p>第39条～第42条 （条文省略）</p>	<p>第38条～第41条 （現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新 設)	<u>(附則)</u>
(新 設)	第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当社においては 取り扱わない。
(新 設)	第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録 は、法令または定款に定めるもののほか、取締役 会において定める株式取扱規則による。
(新 設)	第3条 本附則第1条から第3条までは、平成22年1月 6日をもってこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(予定)

定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(予定)

以 上